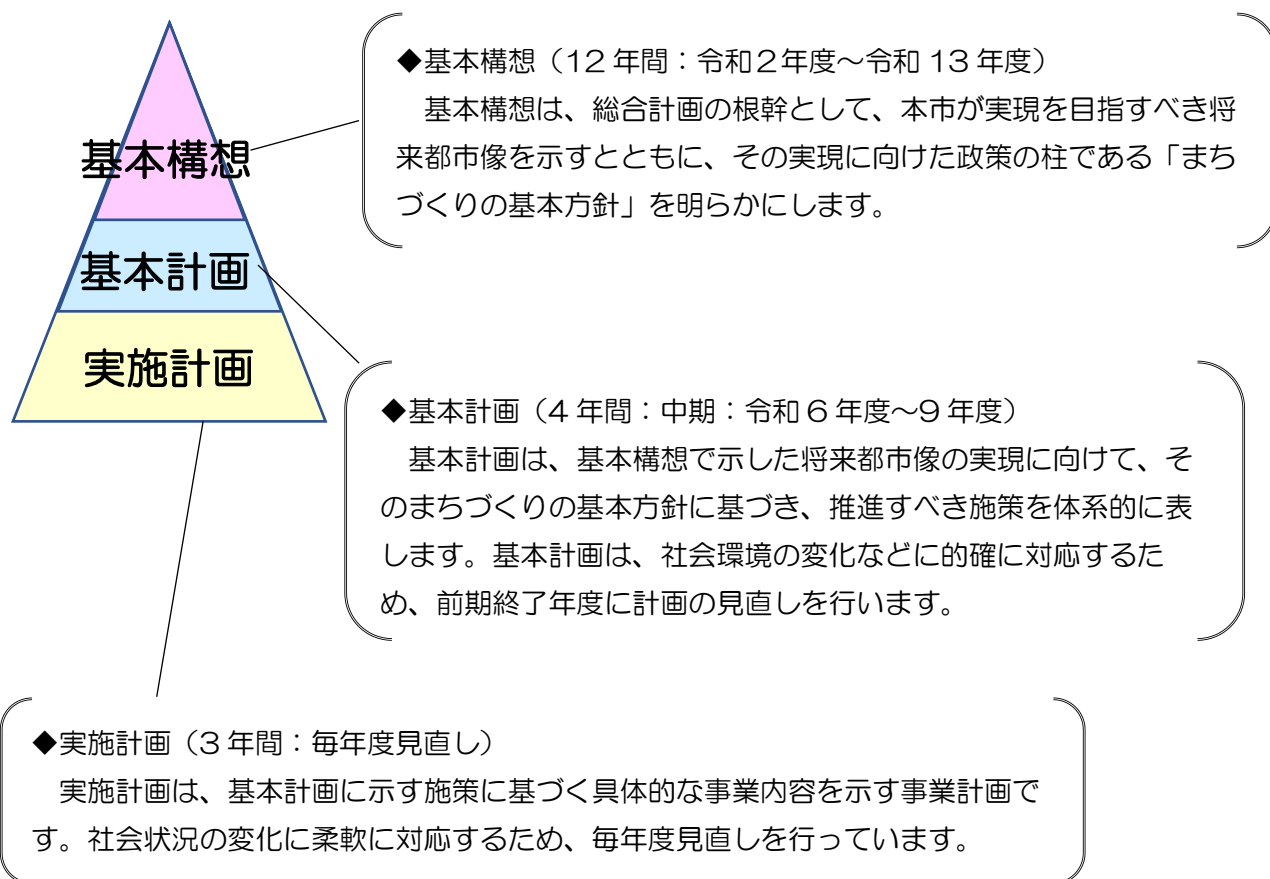


佐倉市総合計画審議会について

○総合計画

第5次佐倉市総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構成となっています。この構成は、中期基本計画においても継続します。



○目的、構成

- 佐倉市総合計画審議会条例に基づき、設置するもの。
- 審議会は、市長の諮問に応じ、佐倉市総合計画に関する事項について調査及び審議する。（※今回は、「中期基本計画」の審議を諮問）
- 構成は、学識経験を有するもの5人以内、市民5人以内。

○委員

(敬称略、区分ごとに 50 音順)

氏名	備考
岩淵 明弘	佐倉商工会議所 会頭
大嶋 和俊	社会福祉法人壮健会 理事
清水 一巳	千葉敬愛短期大学 准教授
林 洋太郎	佐倉市観光協会 専務理事
吉川 圭子	国立環境研究所 気候変動適応センター 副センター長
安藤 豊明	公募市民
押尾 豊幸	公募市民
川端 ふみ	公募市民
高木 伸雄	公募市民
山田 周	公募市民

(佐倉市総合計画審議会条例)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、本市に佐倉市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、佐倉市総合計画に関する事項について調査及び審議する。

第3条 審議会は、次に掲げる者につき、市長が委嘱する委員10人以内で組織する。

(1) 学識経験を有する者 5人以内

(2) 市民 5人以内

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 審議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

第7条 審議会の庶務は、規則で定める機関において処理する。

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は市長が定める。